

令和3年12月15日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、輪島功一スポーツボクシングジム（以下「輪島スポーツジム」という）所属ボクサーである山田大輔（ライセンス No. 44501）選手を令和 3 年 12 月 13 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

理由： 輪島スポーツジム山田大輔選手は、令和 3 年 12 月 14 日の試合の前日計量において 0.5kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は山田大輔選手を令和 3 年 12 月 13 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、輪島スポーツジムのマネージャーである輪島大千（ライセンス No. 38247）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、輪島大千氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション